

## 鳥取県東部広域行政管理組合管理者等の損害賠償責任の 一部免責に関する条例（案）要綱

### 1 制定する目的

地方自治法の一部改正（令和2年4月1日施行）により、条例において、地方公共団体は、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償額から政令で定める額以上の額を免責する旨を定めることができることとされました。これにより、管理者等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めることを目的とします。

### 2 制定する内容

- (1) 管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の目的を定めること。  
(第1条関係)
- (2) 管理者等の損害賠償責任の一部免責の基準及び額を定めること。(第2条関係)

### 3 施行期日

公布の日から施行する。



## 鳥取県東部広域行政管理組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 の制定について

### 1 趣 旨

地方自治法の一部改正により、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任を限定し、政令（地方自治法施行令：後段参照）で定める額以上の額を免責する旨を定めることができることとされました。

※ 地方自治法（平成29年6月9日公布、令和2年4月1日施行）（抜粋）

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）

第243条の2 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2 普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

### 2 背景・経過

自治体と住民との争訟において、住民訴訟の結果、知事・市町村長、委員会の委員等又は職員が、自治体に対して個人として負担し得ないような巨額の損害賠償責任を負うことがある。

一方、訴訟の継続中又は判決後に、議会が自治体の長等に対する損害賠償請求権の放棄を議決（地自法第96条第1項第10号）することにより、議会の判断の妥当性が問題とされることもある。

このような問題を解決しようと、改正地方自治法では、自治体の条例で定めことにより、自治体の長等の自治体に対する損害賠償責任のうち一定額を超える部分を免除することができるようになった。

### 3 概 要

#### (1) 管理者等の条件等

① 管理者等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき

② 財務会計職員（会計管理者、会計事務職員など）でないとき

財務会計職員は、免責条例の有無に関わらず賠償責任を負う（地自法第243条の2の2第3項）。

#### (2) 損害賠償責任の一部免責

管理者等の損害賠償責任の限度額については、条例で定める場合の免責に関する「参酌基準」（地方自治法施行令第173条）を超える部分について免責する。

条例で定める場合の免責に関する「参酌基準」等

役職(本組合に係るもの)	負担する賠償額の上限	免責とする額
管理者	基準給与年額 6年分	「損害賠償責任額」から 「負担する賠償額の上限」 を控除した額
副管理者又は監査委員	基準給与年額 4年分	
消防長	基準給与年額 2年分	
一般職員	基準給与年額 1年分	

注1) 負担する賠償額の上限

地方自治法施行令（令和元年11月8日付け政令）第173条第1項第1号に規定する基準を参酌し、その基準と同額とする。

注2) 基準給与年額

地方公共団体に損害を与える原因となった行為の日を含む一会計年度内に支給される給与（生活関連手当を除く）である。

また、地方自治法施行規則（令和2年3月27日付け省令）第13条の2第2項の規定により、地方公共団体の長等が、その職責に係る他の地方自治体の職を兼ねている場合は、他の地方公共団体から支給される給与（報酬）も含む。

4 参考（管理者等の損害賠償責任の一部免責を行った場合に必要な手続き）

※ 地方自治法施行令（令和元年11月8日公布、令和2年4月1日施行）（抜粋）

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等）

第173条 （第1項及び第2項：省略）

3 地方自治法第243条の2第1項の条例（第2号において「一部免責条例」という。）を定めている普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体における普通地方公共団体の長等が同項の規定により普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を免れたことを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を当該普通地方公共団体の議会に報告するとともに、当該事項を公表しなければならない。

一 当該普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となった事実及び当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額

二 当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から一部免責条例に基づき控除する額及びその算定の根拠

三 地方自治法第243条の2第1項の規定により当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を免れた額